

東亞合成グループ行動基準マニュアル

前文

私たちは、製品やサービスを提供することを通じて、化学の力で新しい幸せを皆様にお届けし、持続可能な社会の発展に貢献したいと願っています。私たちの企業活動は、過去から、現在、未来へつながる私たちひとりひとりの行動から成り立っていきます。私たちひとりひとりは、それぞれの立場、そのときどきに置かれた状況のなかで私たちの願いに向かって正しい行動をとらなければなりません。この行動基準マニュアルは、そのための私たちひとりひとりの行動の拠りどころです。

I 総則

1. 法規範の遵守

法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけます。

- (1)国内外の法令およびその精神、社内規程を遵守します。
- (2)基本的人権を尊重します。
- (3)当社に求められる企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

II 社会との関係

2. 社会への貢献

グローバルな視野を持ち、良き企業市民としての役割を果たします。

- (1)企業市民として地域社会を尊重し、住民の方とのコミュニケーションを大切にします。永続的に地域社会と共生し、地域環境の向上に資するよう、地域社会との協力、地域行事・ボランティア活動への参加などを推進します。
- (2)事業を通じ、地域社会や地域環境の持続的発展に貢献します。

3. 各種業法の遵守

取扱製品やサービス、生産・保安および販売活動に関する業法を遵守し、許認可取得、届出等の手続を確実に実施します。

4. 寄付行為・政治献金規制

- (1)政治献金や各種団体等への寄付などを行う場合、政治資金パーティ券を購入する場合には、公職選挙法、政治資金規正法などの関係法令を遵守し、社内規程に則って実施します。
- (2)贈賄や違法な政治献金、利益供与を決して行わないことはもちろん、政治・行政との癒着という誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。また、国家公務員倫理法・倫理規程の遵守に協力します。

5. 反社会的勢力との関係断絶

- (1)反社会的勢力には毅然として対応し、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡す

ことで解決を図りません。

- (2)会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
- (3)反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

6. 環境保全・保安

- (1)地球環境と調和しながら社会全体が持続的に発展するため、環境負荷のより少ない事業活動を目指します。
- (2)製品の開発から使用後の廃棄等すべての段階で環境の改善に努め、環境に関する条約・法令等を遵守したうえで、環境負荷低減、環境関連技術・環境対応型製品の開発を行います。
- (3)国内外の環境保全活動に積極的に参加します。

7. 保安

製品の製造、貯蔵、輸送、設備の保全・修理などにあたっては、安全に関する規制法令を遵守し、無事故・無災害を目指します。万一事故が発生した場合には、安全第一を徹底し、公衆や作業従事者の安全確保と被害の拡大防止に努めます。

8. 安全保障貿易管理

製品や技術の輸出にあたっては、大量破壊兵器の拡散防止に関する関連法令を遵守します。

9. 輸出入関連法令の遵守

- (1)製品・原材料の輸出入にあたっては、関係法令にしたがって適切な輸出手続を行います。
- (2)輸出禁制品の輸出および輸入禁制品の輸入は行いません。

III 顧客・取引先・競争会社との関係

10. 製品等の安全性確保

- (1)製品・半製品の製造、開発、輸入、貯蔵、販売、輸送、輸出、原材料の購入、保管等にあたっては、常に安全性に留意し、製品の安全に関する法律および安全基準を十分理解し、これを遵守するとともに、より高度な安全性を目指します。
- (2)製品の安全性に関する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認します。また、問題があることが判明した場合には、関係部署に連絡し、適切な対応をとります。

11. 独占禁止法および関係法令の遵守

- (1)いかなる状況であっても、カルテルや入札談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)違反、および製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(取適法)、不当景品類及び不当表示防止法(景表法)など関係法令違反となるような行為を行いません。
- (2)国内法はもとより、諸外国の競争法を理解し、遵守します。

12. 購入先との適正取引、取適法の遵守

購入先とは、信義と公正をもって接し、社内規程に則って取引します。

- (1) 購入先の選定や評価に立場上影響力をもっているかにどうかにかかわりなく、特定の購入先に有利な待遇を与えるような影響力を行使しません。
- (2) 取引先に委託を行う際には、取適法の趣旨を十分に理解したうえで支払遅延等の行為を行わないように留意して取引を行います。

13. 不正競争防止法の遵守

他社の商品・営業等の表示を使用して、他社の商品と自社の製品を混同させる行為、窃取・詐欺・脅迫など不正な手段によって他社の営業秘密を取得・使用する行為、競争関係にある他社の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布するなど不正競争防止法違反となるような行為は行いません。

14. 節度ある接待・贈答

顧客や取引先への接待・贈答を行う場合、顧客や取引先等からの接待・贈答を受ける場合は、一般社会的な常識の範囲内とします。

15. 贈賄の禁止

公務員または外国公務員に対して、賄賂を供与したり、その申込みや約束は行いません。また、贈賄行為はもとより、その疑いを受ける行為を行いません。

16. 適正な広告宣伝

広告宣伝活動にあたって発信する文書や情報には、他人を誹謗・中傷するような表現や社会的差別につながる用語は一切使用しません。また、比較広告を行う場合には、事実に裏づけられていること、比較した時点において安全・正確で誤解を招くものではないことを確認します。

17. 他人の知的財産権の尊重

他人が所有する特許権、商標権、著作権など知的財産権を侵害しません。

- (1) 他人のコンピュータソフトの無断コピーなど、他人の知的財産権を侵害するような行為は行いません。
- (2) 取引先の知的財産権は適切な契約をしたうえで使用し、不正に使用しません。

IV 株主・投資家との関係

18. 経営情報の開示

株主・投資家等に対して、財務内容や事業活動状況等の企業情報を適時適切に開示するとともに、IR活動を重視し、ステークホルダーとの建設的な対話をを行い、東亞合 成グループへの理解を深める取組みを行います。

19. インサイダー取引の禁止

当社や関係会社または業務上関係のある取引先の株式・社債を売買する場合は、金融商品取引法および関係法令を遵守し、社内規程に従い、内部者取引に該当する行為やその疑いを受ける行為を行いません。

V 社員との関係

20. 人権尊重・差別禁止

常に健全な職場環境を維持することに努め、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行いません。

(1)出生、国籍、人種、信条、性別、年齢、宗教、学歴などに基づく非合理的なあらゆる差別を行いません。

(2)暴力、罵声、誹謗・中傷、威圧による業務の強制、いじめなどによる人権侵害行為は行いません。

21. 働き方の改革

(1)時間に対する意識をさらに高め、生産性向上に努めます。

(2)仕事上の責任を果たし、育児や介護、趣味、地域活動など、仕事と生活の調和を図ります。

22. ハラスメント

(1)ハラスメント行為に対して、その防止に向けた適切な対応を行い、働きやすい職場づくりに努めます。

(2)性的嫌がらせ、または他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある言動により就業環境を害するようなことは行いません。

(3)職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に他者の人格と尊厳を傷つけるようなことは行いません。

23. プライバシーの保護

業務上知りえた役職員、顧客、取引先、その他の個人情報については、適正に取得し、業務目的のみに適正に使用します。また、外部に情報が漏洩しないように厳重に管理します。

24. 職場の安全衛生

安全・衛生の確保を最優先とし、安全で衛生的な職場環境の整備に努め、業務上の安全・衛生に関する法令等を理解し、遵守します。また、心身の健康状態の管理に留意します。

25. 労働関係法の遵守

労働関係法を遵守し、働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。

VI 会社・会社財産との関係

26. 就業規則の遵守

社員は、就業規則、その他の社内規程を遵守します。

27. 適正な会計処理

会計処理は、関係法令や社内規程にしたがって正確に行います。虚偽または架空の処理を行ったり、簿外の資産を築いたりしません。

28. 利益相反取引

(1)社員、コンサルタント等として、競争会社や取引先のために働くため、金銭上の関係をもちません。

(2)会社の取引先として事業を行いません。

29. 政治・宗教活動の規制

(1)就業時間中に、政治団体への勧誘、選挙の際の投票の依頼、選挙活動などの行為は行いません。

(2)就業時間中に、宗教団体への勧誘、信条の押しつけ、寄付の依頼、勧誘パンフレットの配布などの行為は行いません。

30. 企業秘密の管理

当社、顧客、取引先の秘密情報、および第三者から開示された秘密情報は、厳重に管理して、社外に漏洩したり、業務目的以外の目的には使用しません。

31. 会社資産の適切な使用

会社の資産は、有形・無形を問わず、毀損、盜難等を防ぐよう適切に取り扱い、管理します。個人的な目的で会社の資産や経費を使用しません。

32. 情報システムの適切な使用

情報機器、その他の情報システムの使用にあたっては、運用ルール等に関する規程をよく守り、情報の不用意な破壊、社外への漏洩等を防止するとともに、外部からの侵害行為に対する防御を徹底します。

33. 知的財産権の保護

会社の知的財産権は、重要な会社資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めます。製造、開発活動による発明については、速やかに特許出願を行うなど、会社の知的財産の保全に努めます。

34. 危機管理の徹底

リスクに対する感度を高め、自然災害等、想定される危機事態を洗い出し、組織的な危機管理体制を整備します。

VII 附則

1. 適用範囲

この行動基準マニュアルは、東亞合成グループ企業のすべての役職員に適用あるいは準用します。また、派遣契約やパートタイム契約に基づき勤務する者に準用します。

2. 改廃

このマニュアルの改廃については、コンプライアンス委員会の承認を得るものとします。

3. 所管

このマニュアルは、グループ経営管理本部総務法務部が所管し、内容や解釈に関して疑義が生じた場合の問合せ等に対応します。

以上

(沿革)

2004年3月9日 制定

2019年6月4日 改定

2026年1月1日 改定